

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

1. 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85 dB を超える大きさのものでないこと。
2. 特定建設作業の騒音が、別表の第1号に掲げる区域にあつては午後7時から翌日の午前7時までの時間内、別表の第2号に掲げる区域にあつては午後10時から翌日の午前6時までの時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。
3. 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において、別表の第1号に掲げる区域にあつては1日10時間、別表の第2号に掲げる区域にあつては1日14時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。
4. 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。
5. 特定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。

別表

1. 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、都道府県知事等が指定した区域
 - イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
 - ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
 - ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。
 - 二 学校、保育所、病院及び診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。
2. 騒音規正法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

規定条文「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省、建設省告示第1号)

